

12 給水計画関係

資料12-1 災害時における復旧協力に関する協定（大町市水道事業協同組合）

大町市内に災害が発生したとき及び発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に緊急な対応の必要が生じた場合、その協力について大町市長 腰原愛正（以下「甲」という。）、大町市水道事業協同組合理事長 腰原照敏（以下「乙」という。）との間において、次の条項により協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、災害時において、緊急な対応の必要があると認めた場合は、乙に対して出動を要請するものとする。

（出動方法）

第2条 乙は、甲からの出動要請があった場合は、迅速に出動し対応するものとする。

（支払請求等）

第3条 出動に伴う支払請求等については、組合加入会員と協議し決定するものとする。

（期間）

第4条 この協定は、平成14年7月30日から施行し、特別な事由のない限りその効力を持続するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又は不慮の労働災害等に疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成して、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成14年7月30日

甲 大町市長 腰原 愛正

乙 大町市水道事業協同組合
理事長 腰原 照敏

資料12－2 災害時における応急生活支援物資供給等の協力に関する協定
(アルプスウォーター株式会社)

大町市（以下「甲」という。）とアルプスウォーター株式会社（以下「乙」という。）は、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、応急生活支援物資（以下「支援物資」という。）の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（支援物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が支援物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有する商品の供給について協力を要請するものとする。

（支援物資の供給）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（支援物資）

第4条 甲が乙に供給を要請する支援物資は、容器入り飲料水とする。

（支援物資供給の要請手続）

第5条 甲が乙に行う要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（支援物資の運搬）

第6条 支援物資の運搬は、甲若しくは乙又は両者のいずれかが指定する者が行うものとする。

（支援物資の取引）

第7条 応急生活物資の引渡場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通をそれぞれ保有する。

平成21年7月31日

甲 大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 大町市平2651番地5
アルプスウォーター株式会社
代表取締役社長 横田 孝治

資料12－3 災害時等における飲料水供給の協力に関する協定

(北陸コカ・コーラボトリング株式会社長野地区本部松本支店)

大町市（以下「甲」という）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社長野地区本部松本支社（以下「乙」という）は、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という）に、相互に協力して災害発生後の被災者及び救援者等への飲料水の確保を図るため、飲料水の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（飲料水供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が飲料水を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（飲料水供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について可能な範囲内で積極的に協力するものとする。

（飲料水）

第4条 甲が乙に要請する災害時の飲料水は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

（飲料水供給の要請手続き）

第5条 甲が乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときはこの限りでない。

（飲料水の運搬）

第6条 飲料水の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（飲料水の取引）

第7条 飲料水の引渡し場所は、甲乙協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引取るものとする。また、運搬が困難な場合の飲料水の確保のため、事前に甲乙協議の上設置された自動販売機から引取ができるものとする。

（費用）

第8条 第3条および第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については乙が負担するものとする。

（広域的な支援体制）

第9条 乙は、他の支店及び物流拠点との間で、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

（その他必要な支援）

第10条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（法令の遵守）

第11条 この協定の施行にあたっては、食品衛生法（昭和22年法律233号）その他関係法令を遵守するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通をそれ

ぞれ保有する。

別表

最優先供給品目	容器入り水	
優先供給品目	容器入りお茶	
状況に応じて供給する品目	容器入りスポーツ飲料 容器入り嗜好飲料	容器入り清涼飲料 容器入りその他飲料

- (1) 「状況に応じて供給する品目」は、おおむね上記の品目として、災害規模や被災者のニーズの変化等、状況に応じて調達・供給する。
(2) 容器とは、ペットボトル、缶及び紙とし、容量は問わない。

平成22年7月15日

甲 大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 松本市芳川村井町823番地2
北陸コカ・コーラボトリング株式会社
長野地区本部松本支店
支店長 小橋 史佳

資料12-4 災害時における応急生活支援物資供給等の協力に関する協定
(AW・ウォーター株式会社)

大町市（以下「甲」という。）とAW・ウォーター株式会社（以下「乙」という。）は、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、応急生活支援物資（以下「支援物資」という。）の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

- （協力事項の発動）
第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。
（支援物資供給の協力要請）
第2条 災害時において甲が支援物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有する商品の供給について協力を要請する。
（支援物資の供給）
第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品の優先供給及び運搬について積極的に協力する。
（支援物資）
第4条 甲が乙に供給を要請する支援物資は、容器入り飲料水とする。
（支援物資供給の要請手続）
第5条 甲が乙に行う要請は、文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出する。
（支援物資の運搬）
第6条 支援物資の運搬は、甲若しくは乙又は両者のいずれかが指定する者が行う。
（支援物資の取引）
第7条 応急生活物資の引渡場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ引き取る。
（費用）
第8条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については、甲が負担する。
2 前項に規定する費用は、甲乙協議のうえ決定する。
（協議）
第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通をそれぞれ保有する。

平成25年 7月 4日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛 越 徹

乙 長野県大町市大町3500番地1
AW・ウォーター株式会社
代表取締役 加藤 章一

資料12－5 長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱

(平成23年5月25日現在)

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県水道協議会（以下「協議会」という。）の会員である市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局（以下「会員」という。）が地震等の災害及び渴水（以下「災害等」という。）により被害を受けた場合に、長野県水道協議会長（以下「会長」という。）の要請に基づき、被災会員以外の会員が行う被災会員の住民への応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援業務について必要な事項を定めるものとする。

(会長等の責務)

第2条 会長は、会員が災害等により被害を受けた場合に長野県知事から援助の要請があつたとき、又は、被害を受けた会員（以下「被災会員」という。）から応援の要請があつたときは、応援地区の代表理事と協議して迅速かつ適切な応援を被災会員以外の会員に対し要請するものとする。

- 2 会長は、応援業務の全般について掌握調整し、必要な指示を行うものとする。
- 3 部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会員の責務)

第3条 災害等が発生した場合において、被災会員以外の会員は、会長が要請する被災会員に対する応援活動に、全面的に協力するものとする。

- 2 災害発生直後で緊急を要する場合は、前項の規程にかかわらず会員の自主的な判断により応援活動を行うことができるものとする。この場合において、会員は速やかに会長に報告するものとする。

(相互応援地区)

第4条 応援活動を迅速かつ適切に実施するために、相互応援地区（以下「応援地区」という。）を設ける。

- 2 応援地区は、東信、北信、中信、南信の4地区とし、当該地区の会員をもって構成する。
- 3 応援地区的業務は、当該地区的理事4人をもって構成する応援地区会議により運営する。
- 4 前項の理事の互選により1名の代表理事を選出するものとし、代表理事は、応援地区会議を総括し、代表する。
- 5 応援地区会議は、会長の指示を受け、応援地区内の被災会員及び被災会員以外の会員と応援についての連絡協議を行い、迅速かつ適切な応援業務の遂行に努めるものとする。
- 6 応援地区会議は、応援業務の状況について、会長に必要な報告を行い、必要があると認めるときは、他の応援地区からの応援を会長に要請するものとする。
- 7 前項の規程により、会長から応援の要請を受けた他の応援地区は、当該応援地区と連絡協議し、速やかに応援業務の遂行に努めるものとする。

(応援要請)

第5条 被災会員は、長野県知事に援助を要請し、長野県知事から会長への援助依頼により、又は次に掲げる事項を明らかにして、所属する応援地区会議を通して会長に応援を要請することにより、協議会からの必要な応援活動を受けるものとする。

- (1) 水道等の被害状況
- (2) 応援の種類（応援給水、応急復旧、機械器具及び資材の提供）
- (3) 必要な応援内容（応援人員、職種、機械器具及び資材の規格、量等）
- (4) 応援の期間・場所
- (5) 前号の集合日時及び集合場所
- (6) 応援先の連絡先・責任者

(応援活動)

第6条 応援活動は、災害救助法に基づく県の災害対策本部が設置された場合は災害対策本部、その他の場合は被災会員の応急給水計画及び応急仮復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

- 2 前項の応援活動の内容は、次のとおりとする。

(1) 応急給水作業

(2) 応急復旧作業

(3) 応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出

3 前項各号に掲げるものの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が会員の応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(連絡担当部局等)

第7条 各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を収集し、会長及び応援地区会議と連絡できる体制をとるものとする。

(応急給水作業)

第8条 応急給水作業の応援期間は、原則として15日以内とする。

2 各会員は、その所有する応急給水用具等の提出について、会長等から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(応急復旧作業)

第9条 応急復旧作業の応援期間は、被災会員と会員が被災状況等を勘案し、協議して定める期間とする。

(応急復旧資材の供出)

第10条 各会員は、会長から機械器具応援復旧資材の供出について要請のあったときは、応援能力の範囲内で供出するものとする。

(応援職員の派遣)

第11条 各会員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について会長から要請のあったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

2 前項の規程により応援を要請された会員（以下「応援会員」という。）は、職員を派遣するときは、必要な給水用具、作業用工具及び緊急資材のほか、衣類、食糧、日用品等を携行させるものとする。

3 応援職員は、応援会員名を表示した腕章等を着用するものとする。

4 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

5 応援職員が応急作業中に第三者に対し損害を与えた場合は、被災会員がその賠償の責に任じるものとする。ただし、被災会員に対する応援の往復途中に生じたものについては応援会員が、その賠償の責に任じるものとする。

(応援経費の負担)

第12条 この要綱による応援活動に要した経費は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費等応援会員が平常時負担する経費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(連絡担当部局等の報告)

第13条 各会員は、連絡担当部局等並びにその保有応急給水用具、機械工具及び緊急用資材について毎年4月1日現在の状況を、様式第1号から様式第4号までに掲げるところにより、4月15日までに会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の報告を取りまとめて一覧表を作成し、これを会員に配布するものとする。
(会員以外の市町村等への応援等)

第14条 会員以外の市町村等から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができるものとする。ただし、日本水道協会からの要請に基づく応援職員の派遣に関することは、上水部会長（同協会長野県支部長）が行う。

2 日本水道協会への応援の要請に関することは、上水部会長（同協会長野県支部長）が行うものとする。

(防災連絡会議の設置)

第15条 応援活動の実施に必要な情報の交換及び調査研究を行い、応援活動の円滑な実施を図るため、防災連絡会議を設置するものとする。

2 防災連絡会議は、会長及び理事をもって組織する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱により定めにより難いと認める事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

資料 12-6 大町市水道指定給水装置工事事業者一覧表

(平成30年12月1日現在)

登録番号	氏名又は名称	所在地	電話番号
0 1	(株)長澤設備工業	大町市平 8000-362 (西原)	(0261)22-1466
0 3	日特工業(株)	大町市大町 1861-1 (俵町)	(0261)22-5266
0 4	(株)ジーシーアイ	大町市平 8040-92 (新郷)	(0261)22-3145
0 5	信光実業(株)大町支店	大町市常盤 3630-22 (下一)	(0261)22-2848
0 6	(株)黒部電業舎	大町市大町 5095-20 (宮田町)	(0261)22-7771
0 8	(有)南原電気工業	大町市大町 3702-1 (南原町)	(0261)22-0772
0 9	(有)岡村設備工業	大町市大町 5511-2 (栄町)	(0261)22-4885
1 1	(有)大信建設	大町市大町 1471-6 (相生町)	(0261)23-2838
1 2	(株)鹿島総建	大町市大町 4284-4 (大黒町)	(0261)23-3698
1 3	中部精器(有)	大町市常盤 6908-1 (上一)	(0261)22-2213
1 4	(有)平林鉄工	大町市常盤 6906-93 (上一)	(0261)22-3610
1 5	吉崎設備	大町市大町 3850-6 (桜田町)	(0261)23-0603
1 6	北沢住建工業	大町市大町 7134-1 (高根町)	(0261)23-2382
1 7	(有)一本木建設	大町市常盤 4696-3 (下一)	(0261)22-8498
1 8	エフエムサービス	大町市平 1955-217 (上原)	(0261)22-1911
1 9	(株)信濃美植	大町市平 1201 (野口)	(0261)23-6400
2 0	かねほ一級建築士設計事務所	大町市大町 5295-1 (宮田町)	(0261)22-1819
2 1	(有)マツヤマ	大町市大町 2257-2 (大黒町)	(0261)22-3560
2 2	(有)サン設備工業	北安曇郡池田町大字会染 5094-1	(0261)62-0162
2 5	(株)徳永設備	松本市島立 2194	(0263)48-3113
2 7	(株)綜立工業	松本市大字新村 2293	(0263)47-5863
2 8	(有)新生興業	大町市平 1040-337 (野口)	(0261)26-3345
2 9	(株)タナテック	北安曇郡白馬村大字北城 6030	(0261)72-2721
3 1	(株)マツハシ冷熱	長野市若里 1-5-1	(026)223-0600
3 2	(株)大北設備	北安曇郡白馬村大字神城 11490	(0261)75-2735
3 3	(有)設備工業	北安曇郡池田町大字会染 7845-7	(0261)62-5129
3 4	(有)栗田商事	北安曇郡小谷村大字千国乙 3278	(0261)82-2090
3 7	明科設備(株)	安曇野市明科中川手 1169-2	(0263)62-2634
3 8	(有)タカハシ管設工業	北安曇郡白馬村大字神城 4551	(0261)75-3168
4 0	大森設備	北安曇郡白馬村大字北城 2937-283	(0261)72-5161
4 1	建設設備	北安曇郡松川村 5268-211	(0261)62-5545
4 2	(有)水鍊	北安曇郡池田町大字会染 6766-7	(0261)62-6721
4 3	(有)ロータリー技工	塩尻市片丘 4854-4	(0263)54-5200
4 4	金森建設(株)	大町市大町 1252-5 (白塩町)	(0261)22-1880
4 5	(株)中部水工	安曇野市穂高 8298-1	(0263)82-3244
4 6	(有)東設備	北安曇郡白馬村大字北城 2937-197	(0261)72-5897
4 7	(株)相模組	大町市大町 3052 (光明町)	(0261)22-1800
4 8	北陽建設(株)	大町市社 5377 (館之内)	(0261)22-1155
4 9	(株)ピュアハウス	大町市八坂 997-1 (大平)	(0261)26-1120
5 2	(株)峯村組	大町市大町 1300 (三日町)	(0261)22-1233
5 6	(有)アルテ長野	安曇野市穂高牧 727	(0263)83-6565
5 7	(有)タクミライズ	北安曇郡白馬村大字北城 10951-1	(0261)72-2125
5 9	(株)リホーム白馬	北安曇郡白馬村大字北城 396-1	(0261)72-7411
6 2	(有)原山木材	大町市常盤 1220 (泉)	(0261)22-0372
6 4	(株)メエップ	松本市島立 1836-10	(0263)48-2317
6 6	(株)ハイテム	安曇野市穂高 1853-3	(0263)82-0271
6 7	穂高シェルクリエート(株)	安曇野市穂高 4632	(0263)82-1310
6 9	(有)イシダ設備	安曇野市穂高有明 10041-3	(0263)83-4360
7 0	(株)中信水道	塩尻市大門七番町 4-16	(0263)52-0881
7 1	(有)三和テクノ	松本市大字寿豊丘 276-1	(0263)58-6033
7 2	(株)倉品組	大町市美麻 975 (大塩)	(0261)29-2331
7 3	(有)テクノ安曇野	北安曇郡池田町大字会染 3714-9	(0261)62-7005
7 4	ウォータ・サプライズ	北安曇郡池田町大字会染 5707-97	(0261)62-9753

登録番号	氏名又は名称	所 在 地	電 話 番 号
7 5	マディ水工	大町市美麻 9061-1 (二重)	(0261) 29-2177
7 6	稻洋水道(株)	松本市筑摩 1-13-16	(0263) 26-4079
7 7	(株)シナノ	安曇野市穂高有明 1702-9	(0263) 83-7553
7 8	中川工務店	北安曇郡白馬村大字北城 1228-1	(0261) 72-4767
7 9	(株)傳刀組	大町市平 7840 (西原)	(0261) 22-0312
8 0	(有)ダイト一工業	北安曇郡白馬村大字神城 22701-2	(0261) 75-7107
8 1	(株)泰斗設備工業	長野市中越 2-44-8	(026) 259-0321
8 2	安曇さく泉工業(株)	安曇野市豊科 4328	(0263) 72-4512
8 3	(有)みやび設備	安曇野市穂高 8410-7	(0263) 82-6979
8 4	ルピナ中部工業(株)	松本市宮渕 2-2-31	(0263) 32-5568
8 5	(株)信洋設備	安曇野市堀金鳥川 3747-1	(0263) 72-4213
8 6	新和設備	大町市平 1725-1 (野口)	(0261) 22-9673
8 7	(有)千成商事常盤給油所	大町市常盤 3764-1 (須沼)	(0261) 23-4868
8 9	(株)傳刀産業	大町市大町 3812-1 (桜田町)	(0261) 22-0454
9 1	田中設備	大町市大町 2038-8 (俵町)	(0261) 23-5985
9 2	(有)二木設備	松本市梓川梓 4151	(0263) 78-2393
9 3	(有)峰村設備	長野市川合新田 3551-1	(026) 222-6461
9 4	(株)シンニチ設備	岡谷市郷田 2-2-12	(0266) 22-1365
9 6	敬陽設備	安曇野市穂高柏原 4513-1	(0263) 88-3547
9 7	(株)信濃熱学	安曇野市穂高柏原 4171-1	(0263) 88-5706
9 8	小林設備	大町市平 690-3 (野口)	050-1088-3340
9 9	白鳥建設	松本市梓川梓 1925-10	(0263) 78-6229
1 0 0	(株)クラシアン信州長野	長野市稻里町下氷鉋 515-8	(026) 283-3861
1 0 1	紀久工業	長野市中条住良木 3233	(026) 268-3910
1 0 2	池田商会	松本市波田 8296-15	(0263) 92-5715
1 0 3	ファイティープラミングサービス	大町市平 (源汲) 3014	(0261) 23-3938
1 0 4	(株)イースマイル	大阪市浪速区敷津東 3-7-10	(06) 6631-7449
1 0 5	光住設	大町市大町 (栄町) 5577-3	(0261) 23-6224
1 0 6	マルイ設備工業	大町市大町 (堀六日町) 4051-6	(0261) 22-0315
1 0 7	(有)大堀住設	安曇野市明科中川手 6756-1	(0263) 62-5824
1 0 8	エムケーシステム	安曇野市穂高 1815-1	(0263) 82-4987
1 0 9	和田設備	大町市大町 5172-4 (北原町)	(0261) 23-2119
1 1 0	KOBAYASHI 設備	安曇野市穂高有明 10481-20	(0263) 83-6340
1 1 1	(株) 平成建設	長野市大字石渡 10-1	(026) 259-4400
1 1 2	共進住設 (株)	長野市徳間 633-1	(026) 213-4681
1 1 3	(有)エヌ・ケイ設備工業	安曇野市穂高有明 7174-1	(0263) 83-2252
1 1 5	石曾根設備	安曇野市穂高有明 457-9	(0263) 88-5415
1 1 6	北アルプス総合設備(株)	大町市大町 4284-4 (大黒町)	(0261) 85-2063